

## 別紙標準様式（第6条関係）

## 会議録

会議の名称	第1回枚方市生活保護受給者等就労支援事業者選定審査会
開催日時	令和5年3月16日(木) 開始時刻 15時 30分 終了時刻 17時 00分
開催場所	枚方市役所第3分館 第1会議室
出席者	会長：馬場委員 副会長：吉本委員 委員：池田委員、岩田委員、染林委員
欠席者	無
案件名	(1) 会長・副会長の選出 (2) 諮問 (3) 枚方市生活保護受給者等就労支援事業について 成果水準書（案）について (4) 募集要項（案）について (5) 今後のスケジュールについて
提出された資料等の 名称	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第1回生活保護受給者等就労支援事業者選定審査会次第</li> <li>・ 第1回生活保護受給者等就労支援事業者選定審査会配席図</li> <li>・ 生活保護受給者等就労支援事業者選定審査会参加者名簿</li> <li>・ 資料1 枚方市生活保護受給者等就労支援事業資料</li> <li>・ 資料2 成果水準書（案）</li> <li>・ 資料3 募集要項（企画提案書作成要項）（案）</li> <li>・ 資料4 受託業者選定方法及び基準について（案）</li> <li>・ 資料5 様式集（案）</li> <li>・ 資料6 審査会スケジュール（予定）</li> </ul>
決定事項	<p>○枚方市生活保護受給者等就労支援事業者選定審査会の会長に馬場委員、副会長に吉本委員を選任する事を決定した。</p> <p>○会議は非公開、会議録は作成の上、本審査会の答申後に公開する。</p> <p>○成果水準書（案）、募集要項（案）について委員の提案を踏まえ修正し、決定は会長、副会長に一任する。</p>
会議の公開、非公開の別 及び非公開の理由	非公開 枚方市情報公開条例第5条第1項第6号に規定する 非公開情報が含まれる事項について審議するため
会議録の公表、非公表 の別及び非公表の理由	本審査会の答申後に公表
傍聴者の数	0人
所管部署（事務局）	健康福祉部 福祉事務所 生活福祉課

審 議 内 容	
事務局	<p>それでは定刻となりましたので、第1回枚方市生活保護受給者等就労支援事業者選定審査会を始めさせていただきます。</p> <p>本日はご多忙のなか、本審査会にご出席賜りまして誠に有り難うございます。</p> <p>私は、生活福祉課長の高木と申します。どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>本審査会におきましては、本日が初めての会議となりますので、議事を進行していただく会長が決まっておりません。会長が決定するまで、私のほうで進行させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>まず、本日の委員の出席状況についてですが、5名中5名の委員にご出席いただいておりますので、「枚方市附属機関条例第5条3項」の規定に基づき本審査会が成立していることをご報告いたします。また、傍聴人に関しましてはいらっしゃいません。</p> <p>それでは、本日出席いただいております委員の皆様をご紹介させていただきます。お手元に 委員の皆様の名簿がありますので、配席図と合わせてごらんください。</p> <p style="text-align: center;">(委員紹介・挨拶)</p> <p>続きまして、枚方市の出席者の紹介をさせていただきます。</p> <p style="text-align: center;">(枚方市出席者紹介・挨拶)</p> <p>それでは、審査会の開催に先立ちまして伏見枚方市長よりご挨拶申し上げます。よろしくお願いいたします。</p>
市長	<p>皆様、こんにちは。枚方市長の伏見 隆です。</p> <p>委員の皆様におかれましては、公私共にご多用の中、本審査会にご出席いただき、誠にありがとうございます。</p> <p>また、平素より本市行政の各般にわたり、ご理解ご協力をいただいておりますことに、厚くお礼を申し上げます。</p> <p>さて、本市では、様々な行財政事情や行政課題に対する手法の一つとして、民間事業者のノウハウ等を積極的に活用し、さらなる市民サービスの向上を目指しています。</p> <p>枚方市の生活保護受給者世帯数は、令和4年12月に過去最高となりました。これまでから、本市におきましては、本事業を実施し、稼働能力を有する生活保護受給者等の状況に合わせ、きめ細かな就労支援を行い、自立の助長を図ってまいりました。この度、本事業のさらなる推進を図るため、成果連動型民間委託契約方式の活用により、事業者を公募型プロポーザル方式にて選定することといたしました。</p>

事務局	<p>委員の皆様には、事業者を選定する基準をはじめ選定までの間、よろしくご審議いただきますよう、お願いを申し上げます、挨拶とさせていただきます。</p> <p>ありがとうございました。それでは、早速ですが、案件に移りたいと思います。</p> <p>案件1「枚方市生活保護受給者等就労支援事業者選定審査会の設置に伴う会長・副会長の選出について」でございます。</p> <p>枚方市附属機関条例では、委員の皆様方の互選により、会長、副会長を各1名置くこととなっています。会長の立候補またはご推薦がありましたら、お願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。</p>
出席委員	<p>(立候補・推薦なし)</p>
事務局	<p>立候補や推薦がないようでしたら、恐縮ですが事務局から提案させていただいてよろしいでしょうか。</p>
出席委員	<p>(「異議なし」の声あり)</p>
事務局	<p>異議なしとのことでございますので、事務局といたしましては、会長に成果連動型民間委託契約方式について、専門的な知識を有しておられます、馬場 英朗委員にお願いし、副会長に法的な立場から吉本 由希委員にお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。</p>
出席委員	<p>(「異議なし」の声あり)</p>
事務局	<p>異議なしとのことでございますので、会長に馬場委員、副会長に吉本委員を決定させていただきます。</p> <p>それでは、以後の進行につきましては、馬場会長にお願いしたいと思います。どうぞ よろしくお願いたします。</p>
会長	<p>本審査会の会長を務めさせていただきます、馬場です。</p>

事務局	<p>どうぞよろしく願いいたします。</p> <p>成果連動型の契約というのは PFS といひまして、Pay For Success (ペイ・フォー・サクセス) ということ、成果に基づいて支払いを行う従来の委託事業とは異なった形になるのですが、よろしくご審議のほどをお願いいたしたいと思ひます。</p> <p>それでは、さっそく案件 2 「諮問」に移りたいと思ひます。事務局よろしく願いいたします。</p>
市長	<p>それでは、「諮問」に移らせていただきます。</p> <p>本市の生活保護受給者等就労支援事業者選定につきまして、市長からこの審査会に諮問し、審査会にて調査審議いただき、答申をお受けするとなっております。</p> <p>では、市長、よろしく願いいたします。</p>
事務局	<p>枚方市生活保護受給者等就労支援事業者選定審査会 馬場会長、本市における生活保護受給者等就労支援事業のさらなる発展を期するため、枚方市附属機関条例（平成 24 年枚方市条例第 35 号）第 1 条第 2 項に基づき、下記の事項について貴審査会に諮問します。諮問事項、生活保護受給者等就労支援事業を行う事業者の選定について。令和 5 年 3 月 16 日、枚方市長 伏見隆。</p> <p>（伏見市長から馬場会長へ諮問書手交）</p>
会長	<p>委員の皆様には、諮問書の写しをお配りしますのでご参照くださいよう よろしくおねがひします。</p> <p>また、伏見市長と服部所長におきましては、この後 公務が重なっていることから退席させていただきます。また、黒川次長におきましては、公務により途中で退席させていただきますので、お伝えいたします。</p> <p>（伏見市長、服部福祉事務所長、退席）</p> <p>それでは、会長、引き続きよろしく願いいたします</p>

	<p>委員のご意見を伺いたいと思います。枚方市附属機関条例第6条第1項によりますと、附属機関の会議は、公開とするものとされています。ただし、同条1項第1号にて、枚方市情報公開条例第5条に規定する非公開情報が含まれる事項に関する審査等を行う会議は非公開とすることができると定められております。</p> <p>本審査会につきましては、生活保護受給者等就労支援事業を行う事業者選定に関する審議を行う審査会であり、枚方市公開条例第5条1項第6号に規定する「公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が損なわれる等」に該当することから、非公開にて行うことが妥当だと考えますが、いかがでしょうか。</p>
出席委員	<p>(「異議なし」の声あり)</p>
会長	<p>それでは、本審査会につきましては、枚方市情報公開条例第5条1項第6号に規定する非公開情報が含まれる事項について審議するため、会議は非公開で行うものとします。</p> <p>しかし、議事録につきましては、審議内容を把握することが目的であるため、発言者は無記名で同条例の規定に抵触する部分は非公開を原則として、答申後公開し、委員名簿については、情報公開を進めていく観点から委員名とご職業を公表となりますのでよろしくお願いいたします。(各委員了承)</p> <p>それでは、事務局よろしく申し上げます。</p>
事務局	<p>本日は、傍聴人が0人という事ですので、そのまま審議を継続いたします。続きまして、これは事務局からの提案といたしまして、委員の皆さまの審議内容がより充実したものとなりますようPFSの制度や考え方について、会長からご説明をいただきたいと思っております。</p> <p>それでは、会長よろしく申し上げます。</p>
会長	<p>本審査会で取り扱う契約方式は成果連動型民間委託契約 PFSとなります。従来型の委託の場合ですと、仕様として何を実施するかという業務内容が決まって、それに対して見積り等を取り、支払いが行われます。しかしPFSの場合は「そもそもどのようなやり方をすることが望ましいやりかたなのかわからない事業」のものが対象となっております。</p>

事務局	<p>事例としましてはイギリスで刑務所の短期受刑者の再犯率が7割を超えているような状況に対し、ケアがされていない事で、再犯率が一定水準に下がればそれに応じて報酬が支払われ、再犯率が下がらなかった場合には極端な場合だと支払いが行われまいといったものがございます。事業内容によって、固定費の支払い部分と、インセンティブの支払い部分を設けるということが可能な仕組みになっております。</p> <p>現在の岸田政権の「新しい資本主義」の中でも取り上げられておりました「骨太の方針」の中にもPFSが取り挙げられており、今関心をもたれている先進的な事例であり、枚方市では積極的に取り組みがなされている状況です。</p> <p>特にPFSで重要な点は「何が課題になっているのか」というところで、それに対して「どういうアプローチをするか」ということを事業者にご提案をいただき、それに対して成果をみて支払いをするということです。ただ成果が出なかったらペナルティーを与えるという趣旨ではなく、成果が上がるように創意工夫やチャレンジ等、所謂イノベーションを促進するような狙いで設けられている仕組みが成果連動型民間委託契約、PFSでございます。</p> <p>それでは、案件3に入ります。事務局から説明をお願いします。</p> <p>馬場会長、ありがとうございました。</p> <p>それでは案件3、「枚方市生活保護受給者等就労支援事業について」と「成果水準書（案）について」を説明させていただきます。</p> <p>案件3について説明させていただきますが、その前に本日の資料の確認をさせていただきます。</p> <p>まず「次第」及び「名簿」「配席図」でございます。次に資料1、資料2、資料3、資料4、資料5、資料6以上9点となります。過不足等ございませんでしょうか。</p> <p>それでは案件3、「枚方市生活保護受給者等就労支援事業について」と「成果水準書（案）について」を説明させていただきます。</p> <p>資料1と資料2をお手元にご用意ください。</p> <p>まず、本事業は、生活保護法第55条の7を根拠法令とし、「保護の実施機関は、就労支援に関する問題につき、被保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行う事業を実施するもの。」とされた法定事業であります。</p> <p>お手元、資料1におきまして、4～5ページにあります就労支援事業、業務内容について①面談支援、②就労に向けた技法</p>
-----	---

や知識の習得などに資する段階的な支援、③求職活動支援、④職場定着支援、⑤求人開拓⑥発注者との連携について、7ページにありますように、就労による自立促進を図るため、「ハローワーク枚方」と連携し、一体となった就労支援を行っております。これらの支援は8ページの支援モデルにありますように基本3カ月の支援計画を立て、就労決定後は定着支援へと移行しますが、就労困難者への支援では6カ月を超えて支援する場合もあります。

本市における事業利用者の近年の傾向として、10ページにありますように、就労意欲はあるが就労困難な者からの相談が、令和3年度4年度共に利用者のおおよそ50%以上となっています。さらに就労困難者の内、障害者手帳所持、または精神科・心療内科通院の者は50%を占めており、就労困難者への支援の充実が課題になっています。

また、11ページの就労決定者の定着実績として、令和3年度4年度共に就職してから1カ月以内で離職する人は30%超であり、3カ月時点ではさらに10%が退職していました。また3カ月定着を超えると殆どが6カ月まで定着できている事が判り、就労決定後の早期離職への支援の充実が重要な課題となっています。また、就労支援の欠席者へのフォローが課題であり、5回以上欠席をする者の就労実績は顕著に減少しており、就労意欲の減退等、何らかの問題があると考えられます。

これらの課題を解決すべく、民間のノウハウを活かし、事業利用者の状況に合わせたきめ細かな就労支援となる資料2. 成果水準書(案)を作成いたしましたので、ご説明させていただきます。

まず、1ページに事業目的、業務概要、2ページに業務体制を記載しています。本事業は、現行は価格競争入札の単価契約により仕様書に基づいて行っており、業務体制の実施時間を9時から17時迄で、昼休憩を12時から13時迄としております。本成果水準書(案)におきましては、市役所の一般開庁時刻に合わせ、9時を開始としますが、就業を17時30分迄、昼休憩を12時から12時45分迄の45分間としました。

ただし、17時以降の利用者のニーズを勘案し、②支援体制では、カウンセリングブース4席の内、就労支援員の配置下限数について9時から17時までを3席、17時以降は2席としました。また、就労支援員について、業務責任者1名、就労支援員、求人開拓員を配置し、業務責任者は求人開拓員と兼任しない事とし、④就労支援員等の資格について、生活保護受給者等の就労支援に2年以上の支援実績を有する者とし、その内1名は④のア・イ・ウいずれかの資格を、もう別の1名に臨床心理

士又は精神福祉士の資格を有する者とし、現行の就労支援員等と同様の有資格者の配置としております。

3 ページで、従事者名簿の整備、従事者の変更、災害時の支援体制を記載しております。

(3) 対象者では、事業の対象者を①生活保護を申請中または受給中の者であって働く能力を有し、発注者が本事業の対象者として適当であると認めた者。②生活保護を受給中の者であって、働く意欲が積極的であるが、働く能力に問題がある者であっても、事業者と協議の上、本事業の利用者として適当であると認めた者。として、事業利用者の生活環境が整い、利用者の希望や、就労を目指す事が利用者の自立助長に繋がると発注者が認めた場合に、事業の対象者として支援要請を行うものです。

4 ページでは、目指す成果として、・事業利用者の求職活動の促進及び就労決定。就職決定後の職場定着。・就労困難者が意欲を喚起し、就労決定を目指して行う行動変容。をあげています。

6. 業務内容 (1) 基本支援業務では、先ほどの資料1で説明いたしました業務に加え⑦アンケートの配布及び回収を含みます。このアンケートの内容については、応募する事業者が提案するものではなく、主観的就労感や気持ちの変化について、市が指定するものと考えており、第2回目の審査会においてアンケート項目についても審議いただこうと考えております。生活保護受給者等の就労支援事業の利用者は、CWと同じくらい就労支援員との関わりは強く、事業の再利用もあり、一元的なアンケート対象者ではありません。アンケート内容によっては個人が特定できるものもあると考えられる為、事業者には配布と回収を考えております。アンケート結果を通して、就労決定や職場定着に至らなかったとしても、利用者の心の動きや、生活が変わった事など、就労支援を通して利用者が変わった内容結果も含め、事業者と共有し、効果的な事業実施に向けた見直しや提案の活用を行う事とします。

続きまして、5 ページ (2) 支援計画、(3) 業務報告を記載しています。(4) 支援員の資質向上については、②研修の実施をあげています。本業務は人材の質が支援の質に直結するものであることから、基本的人権について正しい知識を持ち、誰でも自由に自分の適正・能力に基づいた基準により職業を選ぶ、という支援業務を遂行できるよう、適切な研修を行うこと。研修への参加等、常に技能のスキルアップに努める事としています。

7、では受注者の義務を記載しており、(2) 個人情報の保



護及び守秘義務では、事業利用者の疾病や家族関係等も知り得る為に、管理が必要となり、別途契約時に「個人情報の保護に関する特記仕様書」を示すものです。(3) 秘密保持義務(4) 労働関係法令の遵守(5) 情報公開への対応(6) では、障害者への合理的配慮の取組を記載しています。

では、8 支払い条件等の説明をいたします。支払いは基本報酬部分と成果連動支払部分に分かれます。資料1の12ページをご覧ください。過年度の事業委託費はおよそ1,360万円でした。過年度は単価契約であった事と、実施時間の延長等によるコストの増加、事業者へサウンディング調査による聞き取りなどを踏まえ、基本報酬額につきましては、受注者へ多大なるリスクにならないように検討し、1,300万円としました。

成果連動支払については本事業利用者の内、就労決定者が100人以上であるか、就職決定率(稼働能力不能者を除く)が50%以上のいずれかを満たせば、指標に応じた成果支払いがあるものとしています。令和元年度の事業利用者数172人と、3年度の利用者数249人では70人程の差がありますが、これは新型コロナウイルスによる不況が1つの原因と考えられます。事業利用者数は経済状況と雇用状況に影響しておりその年によって変動があります。その為、就労決定者100人と就職決定率50%の2つの基準を設けました。また、稼働能力不能者を除く就職決定率はR4年度から集計を取っていますが、R5年3月1日時点で就職決定率は約60%となっており、十分達成可能な数値となっています。

資料2の7ページ、8の(2) 成果指標、測定方法の表中(a) 保護廃止件数、(b) と(c) が就労定着者数(d) 障害者手帳所持者の就労決定数(e) メンタル不調者の就労決定数を支払いに繋がる成果指標としました。

インセンティブとして、(a) の保護廃止 1世帯当たりの6万円は大阪市と同一額と致しました。また、本市では(b) (c) における定着支援者数に重視し、インセンティブを保護廃止より大きく設定し、3カ月迄の定着支援に、定着の実効性がある事を根拠に、3カ月定着に3万円、6カ月定着は2万円とし、合計6カ月定着で5万円のインセンティブとしました。また、(d) (e) の就労困難者への支援では、就労決定に1件当たり5千円のインセンティブとしました。これらは、利用者の適正と能力に応じた求職のカウンセリングとマッチング、求人開拓の実績が反映されると考えます。

参考に、これらの成果指標とインセンティブにより、令和3年度の実績で支払額を試算したところ、保護廃止件数19世帯、3カ月定着54人、6カ月定着52人、手帳所持者とメン

	<p>タル不調者31人で、支払試算額は、1,695万5千円となりました。</p> <p>また8ページの、「事業者提案による指標」について、この後案件4募集要項で内容説明させていただきますが、事業者が就労支援する事で利用者が就労に向かって起こす行動変容の企画提案としています。(案)として、支払いに繋がらない指標としています。支払い上限を設定し、その上限額の範囲で、企画提案いただく事も考えております。</p> <p>(3)支払い要件、(4)支払い時期は記載の通りです。③の、支払い上限額につきましては、債務負担額として各年度1,938万円の議会の議決を得、予算の上限額を支払い上限額と予定しております。</p> <p>9留意事項では、再委託の禁止、契約の解除事由、経費・使用機材について、安全の配慮、損害の負担、引継ぎ、その他留意事項につきまして記載の通りです。</p> <p>以上で成果水準書(案)の説明を終わります。</p>
会長	<p>ありがとうございます。それでは、本件につきまして、審議していきたいと思っております。ご意見、ご質問等何かございますでしょうか。</p>
委員	<p>「資料1 枚方市生活保護受給者等就労支援事業資料」の12ページに記載のある過去の実績について、参加者数も就労決定者数も毎年増加しているが、就職率があまり増加しないことには何か原因があるのでしょうか。</p>
事務局	<p>令和2年度より低下傾向にありますが、新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受けていると認識しております。ただしここでお示ししている数値については福祉事務所にて稼働能力判定を行った際に「不能」と判断された方も含んだ数字となっております。令和5年3月1日現在の数値でお示しすると事業利用者が204名に対し就労決定者が121名となっております。こちらの数値も稼働能力「不能」と判定された方も含んだ数値となっておりますが、「不能」と判定された方を除きますと令和5年3月1日時点で60%の就職決定率となっております。「不能」との判断となった方を除いた集計は令和4年度以降より行っているため、資料に記載されている令和2年度、3年度については「不能」判定の方も含む数字となっております。</p>

委員	<p>す。このことにより就職率が低下しているような印象を受けるようなものになっております。</p> <p>わかりました。ありがとうございました。</p>
委員	<p>成果水準書の業務体制についてですが、本来であれば仕様がないものが PFS と認識していますが、開庁時間内の勤務や支援員の配置数等については枚方市側の指定により固定数との認識でよろしかったでしょうか。事業者の裁量についてはどのあたりまで認められるのでしょうか。例えば祝日や時間外も業務しますというところまで裁量を広げるものではなく、あくまで、決められた中で企画提案を出してもらうという認識でよろしいですか。</p>
事務局	<p>その通りです。</p> <p>時間外勤務については、利用者の支援が長くなった場合には、市が依頼をして勤務いただく事もあるかもしれませんが、勤務時間内の範囲において配置下限数を満たした中で企画提案していただきます。</p>
委員	<p>窓口数や開庁時間は定められていますが、支援の中身まではどのくらい裁量が認められるのでしょうか？</p> <p>例えば、窓口を維持する事を前提で、関係機関と連携を図る業務もあり、支援体制の裁量につき事業者より質問があるかと思えます。</p>
会長	<p>PFS の仕組みとしては体制を維持した上で事業者にどのように適応していただくか、契約の中で一定基準を守ってほしいと組み込むことは可能です。</p> <p>そうした上で、一定基準が決まっている中でどの部分に工夫をしていただくかということになると思われれます。</p>
委員	<p>わかりました。ありがとうございました。</p>
委員	<p>成果連動支払について、就労決定者が「100人以上または</p>

	<p>就職決定率50%以上」のいずれかを満たせば支払いを決定する。ということであれば令和元年度、令和2年度実績で見るとインセンティブ部分が支払われない状況になりますが、インセンティブが支払われない可能性もあるということでしょうか。先ほどの説明でもあったように稼働能力「不能」となられた方も含んでいるためインセンティブが生じないように見えてしましますが、実際評価にあたっては「不能」を含まないとするため、過去3年の実績でいうとインセンティブはつくと認識でよろしいですか。インセンティブが付くのか付かないのかで事業所側としては大きく報酬が左右されるような仕組みになっているため就職率50%、就労決定者数100人が達成困難な数値となっていないでしょうか。インセンティブのつけ方として、超えれば付き、超えなければ全く付かないという仕組みですがいかがですか。</p>
事務局	<p>令和5年3月1日時点実績で事業利用者数204名のうち稼働能力のある方が183名となっており、全就職決定者数が121名のうち稼働能力のある方が97名となっております。稼働能力のある方に限定して考えると60%を超えているので過去実績からも達成できないことはほぼないと認識しております。</p>
委員	<p>新型コロナウイルス感染拡大の影響もあったと思われるので「就職決定者数100名または就職率（「不能」判定者除く）50%」とのハードルは達成することが困難なものではないということですね。わかりましたありがとうございます。</p>
会長	<p>案件3について他に何かございますか。</p>
委員	<p>就労決定者に男女比はあるものなのでしょうか。女性の方が就職させやすいといったような結果等ありますでしょうか。こういった条件のかたの方が就職決定される確立が高い等あるのであれば、事業者が特定の要件に合致する対象者ばかりを支援するというようなことになってしまわないかと危惧しております。</p>
事務局	<p>求人募集の中に「女性のみ」との記載があるものがあるのか、</p>

委員	<p>ということになると思われませんが、一般的に警備等であれば男性の方が多く雇用される傾向があるようです。就職決定者数を増加させるために、求人募集と対象者のマッチングにどのような企画提案がなされるのかも踏まえ審議いただきたいと考えております。</p> <p>障害をお持ちの方、精神障害や知的障害の方々も利用できる事業があるということについてはとても良いと感じるのですが、様々な困難を抱えたそういった方たちばかりを支援しているとなかなか就職につながらず、成果が上がりにくい状況になってしまうのではないかと感じます。そうなる困難を抱えている方の支援をやめておこうと事業者が考えることがないような仕組みがあればいいなと思います。今回成果水準書(案)として提出されている資料には支援困難な方の就労決定にもインセンティブの付与がなされるような内容になっているのですが、今回提案されている金額の妥当性についてはどのように考えていますか。</p>
事務局	<p>金額の設定については、サウンディングを事業者に行い聞き取りの中で設定した金額となっております。</p>
委員	<p>成果水準書内のインセンティブ付与の表にある(d)と(e)は重なることもあるかと思われませんがその場合はどう対応される予定ですか。</p>
事務局	<p>両方に該当する方については(d)を優先で考えております。</p>
委員	<p>「精神科通院中」とは何か定義がありますか。定期通院のある方はわかりやすいと思うのですが、非常に不規則に受診をされる方もおられます。何年かに1回程度の受診といった方も「精神科通院」とみなしますか。</p>
事務局	<p>ご指摘いただいた件については第2回目の審議会にてインセンティブの詳細という形で「精神科通院」「就労決定」等の定義についてもご提示させていただきご審議いただきたいと</p>

委員	<p>考えております。</p> <p>ありがとうございます。「就職した」という点に関しても何をもって判断とするのか、気になるところでしたので次回審議会にてお聞かせいただければと思います。</p>
会長	<p>PFS は常にその問題を指摘されているところですが、クリーム・スキミングとっておいしいところだけすくっていくようなことは行ってはいけないと言われています。最初のターゲットになる方というのは、枚方市の方で受け付けた方になるのか、事業利用の入口は、どこで決まるのでしょうか。</p> <p>事業者はどこまで裁量があるのでしょうか。</p>
事務局	<p>まずは生活保護開始時に行う「開始説明」のなかで、事業者が直接事業説明を行う機会がございます。その場ではまずは病気治療のため通院からとなる場合もございますが、対象者の就労に対する思い等を聞くことも可能であり、稼働能力があり、就労支援事業の利用希望があった際には対象者の同意を得て、事業利用の開始とすることができます。</p>
委員	<p>事業者側で対象者を選定したり、操作したりということにはならないとの認識であっていますか。</p>
事務局	<p>生活保護の開始説明時に、事業説明を行う際に同席いただく事は可能ですので、受給者等本人と話す事で利用促進ができるものです。</p>
委員	<p>「資料1 枚方市生活保護受給者等就労支援事業資料」の10ページの手帳を持っている方の割合について「通院なし」となっておられる方の割合が多いように感じますが、通院がなくても手帳をお持ちになる程の程度の方ではなくても、何らかの困難を抱えておられる方との認識でよろしいでしょうか。</p>
事務局	<p>そういった方もいらっしゃいます。</p>

委員	<p>「通院なし」となっている方で障害関係以外でも何か就労につながらない理由の傾向等あるのでしょうか。</p>
事務局	<p>まだ障害という程度までいかない方もいると思われます。引きこもりがちで社会との接点が希薄な方や、過去に就労された経験はあっても離職期間が長い方が多いのではないかと考えられます。</p>
委員	<p>わかりました。ありがとうございました。</p>
会長	<p>案件3については以上でよろしいでしょうか。 (出席委員同意)</p>
会長	<p>それでは、案件4について事務局からお願いします。</p>
事務局	<p>それでは案件4、「募集要項（案）について」を説明させていただきます。資料1、3、4をお手元にご用意ください。資料3の募集要項の1ページ目に、成果水準書（案）にもありました2、業務の概要と資料1にも示した3、本事業の課題を記載しています。</p> <p>2ページに4、業務履行期間と、5、提案にあたっての評価基準等を示しています。（1）評価基準の評価項目は大阪府内でプロポーザルを行っている近隣市（大阪、門真、守口市）を参考にしており、表中の評価項目 1. 事業目的、課題の分析による事業の取組姿勢や、支援実績、2. 企画提案に関する事項については、資料1の13ページのロジックモデルで示した、事業者の提案により、もたらされる初期アウトカムから中間アウトカムである、就労意欲の醸成、就労状態の継続（定着支援）、求人開拓、就労に係る技能・知識獲得と、本市の就労支援の課題である早期就労の実現が困難な者への支援を項目にしております。また、3. 事業者提案による成果支払の対象とはならない成果指標については、本市独自の項目としており、初期アウトカムにおいて、事業所が就労支援をしたことで利用者が意欲喚起し、就労に向けて行動変容を起こす内容の提案になります。4. 事業実施体制の事項、5. 従事者教育、6. 関係機関との連携 7. 個人情報の取扱を項目としています。確認事項は、事業に効果的で具体的に提案されているかを各項目ごとに</p>

具体的に示しています。

3ページ表下にて、合計100点は、委員1人当たりの得点を記載したもので、評価にあたっては各委員の配点を合算したものを最終評価点としています。

(2) 企画提案に当たっての留意事項で、1ページの冒頭にもあるように、証拠に基づく政策立案の推進や費用対効果の確保を成し、さらなる市民サービスの向上を図る事を期待してPFSを実施するものですので、支援内容に関する事項について、本市の行政課題を理解の上、就労支援事業に対するデータ等のエビデンスを用いて事業をより効果的なものへ改善していくための取組を基本として提案されていること。としています。また、本市独自の項目である評価項目の、「利用者の行動変容、事業者提案による指標について」には、事業の目的にあったもので、評価が客観的に示す事ができる指標であること。としています。(3) 評価について、5名の委員の500点満点の最も高いものを受託候補者とし、評価点が満点の6割に満たない者は委員の合議により受託候補者として適否を判断するとしており、近隣市と同様としました。また、同点の場合は、評価項目「2企画提案に関する事項」の得点が高いものを第一候補者とします。

6応募の資格は、以下、9つの要件を満たすものとし、入札、契約事項に問題があるもの、就労支援の職業紹介の許可を受けている事をあげています。

では、資料4の受託業者の選定方法及び基準をご覧ください。こちらは、委員の皆様の審査用資料となります。1選定方法は、(1) 資格要件審査、(2) 企画提案内容審査とし、(3・4・5) で選定方法から結果を示しています。

2ページ目に(2) 評価基準の目安があり、企画提案の期待値でAからEの5段階評価で評価していただきます。3ページ目に選定評価シートがあります。満点の6割とは、C評価で、中間の評価値にしています。着眼点と評価内容が、各評価項目ごとに示しています。

資料3の募集要項の説明に戻りまして、4ページ目、7書類提出として、資料5の様式集にあります書類と、(7) その他添付書類を示しています。様式集の、様式第2号の企画提案書は各評価項目ごとに分けて提案していただくようになっております。資料3の5ページ目、8再委託の禁止及び契約の解除は記載の通りです。6ページの9募集要項・企画提案書等様式の配布では(1) 配布期間6月30日(金)から7月14日(金)16時までとし、市役所生活福祉課で配架、又はHPからのダウンロードとします。



	<p>10. 質疑期間は配布初日の翌営業日の7月3日から、配布最終日の14日の15時までとしてEメールにて質疑、回答も7月25日(火)にHPで掲載とします。ただし、公表することにより応募者の権利、競争上の地位その他正当な利害を害する恐れがあるものについては当該質問者のみに回答を通知します。</p> <p>7ページ11. 企画提案書受付について、HP掲載の翌日の7月26日(水)～8月18日(金)までとし、(3)留意事項②市役所生活福祉課に直接持参としています。選定について、8ページ(3)プレゼンテーションは9月上旬～中旬(予定)で詳細は申し込み法人に通知するものとします。(4)留意事項で①本選定審査委員への接触の禁止、応募にあたっての結果等の公開を示しています。</p> <p>最後に13審査結果について、9月29日(金)(予定)に発送としています。</p> <p>以上で募集要項(案)の説明を終わります。</p>
会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>それでは、本件につきまして、資料3, 4, 5について併せて審議していきたいと思えます。</p>
委員	<p>「資料3 募集要項(案)」に記載の事業者側に求める実績との記載がある件についてですが、就労支援事業を受託したことのある事業者に限定するとの趣旨ととらえてよろしいでしょうか。就労支援事業の実績のない企業は対象外ということでしょうか。</p>
事務局	<p>その通りでございます。様式集の様式第4号でも就労支援の実績を提出していただくような内容になっておりますので、就労支援の実績のない事業所は今回対象外と考えております。</p>
委員	<p>評価基準の「評価の項目」と企画提案書の「項目(支援内容)」の切り分け方が分かりにくいので、企画提案書を事業所側が作成された際にどのように表現されるか。意図している事業内容(支援内容)の充実として企画提案書に記載してもらえるのかとの疑問が残ります。「企画提案書のこの項目は、業務内容のこの項目をさす」といったように業務内容(支援内容)と、企画提案書の質問事項とのリンクを明確にしておいた方がよい</p>

	<p>と思います。</p> <p>評価シートの②で「ネットワークをいかす」との記載が着眼点にありますが、様式の方には記載がなく理由付けを事業所がきちんと記載することができるのかといった懸念もあります。評価の着眼点としてポイントとなる部分であれば企画提案書の方にも内容を落とし込んでおく必要があると思います。</p> <p>評価の着眼点と企画提案をすり合わせた方がよいと思います。</p> <p>ただ PFS として書きぶりは適切に実施していると思いますし、効果的かつ確実に記載されていると思います。</p> <p>PFS を導入するという事は「事業者が何を課題に感じていて、どう言う風にアプローチをしようとしているのか」ということを提案していただきたいというものが前提となっているので、企画提案書の質問項目の表現をみなおした方がよいと思います。「正解をかいてください」といった表現ではない方がよいと考えます。「どういう風に事業者が考えてどういう工夫をされようとしているのか。」という感じが良いと思います。</p> <p>また、最初の事業目的のところですが、枚方市自体と事業自体の「どういうところが課題になっているか」の認識を聞きたいという項目ですが、事業所側からすると書きにくいような印象を受けます。事業に取り組む姿勢や、事業の課題及び趣旨を理解しているかどうかという点についても書きにくさを感じます。企画提案書にうまく審査できるように書いてもらえるとよいのですが。</p> <p>また、企画提案書の形式について、1 件につき 1 ページとなっていることが、書くのが大変な印象を事業者に与えることとなると思います。2 項目で 1 ページ位が良いと思います。</p>
事務局	<p>各項目数については近隣市のプロポーザルされているところの企画提案書を参考にさせていただき作成しております。分量については問いませんので、そのようにしたいと思います。</p>
会長	<p>他に何かご意見等ございますか。</p>
委員	<p>評価基準の目安について、とても重要な項目と認識していますが、AからEの5段階で5点のところと10点のところがありますが、10点を配点しているところについてはどのような根</p>

事務局	<p>拠で選んだのか等ございますか。たしかに重要な項目であることは認識しているのですが。</p> <p>仰る通りで、事業所に重点的に努力してほしいと思っている箇所が10点の配点となっております。</p>
委員	<p>そう致しますと明確に何等かの指標があるわけではないということですか。</p>
事務局	<p>はい、その通りです。枚方市の課題として、重要と考えている所となっております。</p>
委員	<p>わかりました。</p> <p>あと、AからEの5段階での評価をつけるときに、評価する人によってどこを平均に持ってくるかばらつきがあると思います。その点のすり合わせはどうされるおつもりですか。</p> <p>Cを基準として評価をつけていく委員と、Bを基準として評価をつけていく委員というのですが、どうですか。評価委員個々人によって、評価の甘い、辛いがでると思うのですが、それについては最終評価点として合算するため問題ないとの判断と理解してよろしいでしょうか。</p>
事務局	<p>企画提案書が提出された際には、資料を委員の皆様にご送付をさせていただきます。基準のバラつきの擦り合わせが必要であれば、この評価シートで一定評価をしていただき、そちらをいったん事務局に提出いただきその上で、第3回目の審査会で事業者プレゼンテーションの際に他の委員の評価した結果も併せて各委員に資料として配布させていただく事も可能です。その上で、プレゼンテーション後に再度評価をつけていただく事になります。</p>
委員	<p>この評価についてですが、60点がないと合格としないということでしょうか。</p>

事務局	<p>はい。合計でいうと300点なのですが、6割に満たなかった場合は委員の皆様の合議という形になります。</p>
委員	<p>であれば、評価基準でいくとCが基本ということになるかと思えます。Cがあれば一応は合格点を満たしているという前提でそれよりもプラスかマイナスかで判断をするということになります。</p>
委員	<p>評価を奇数にすると真ん中に基準ができるようで、偶数の評価もあるようです。</p> <p>評価を2回つけるという認識でよろしいでしょうか。</p>
事務局	<p>委員の平均のバラつきについて擦り合わせが必要であれば、そうなります。必要でないならば、ご自身で一度評価をつけていただいて、プレゼンテーションの後に再度評価を検討していただいてもよいですし、プレゼンテーションをきいていきなり評価をつけられても構いません。</p> <p>どちらの方がよろしいでしょうか。</p>
会長	<p>基本はプレゼンテーションをきいた上での評価1回のみであり、事前評価というのは準備と認識しておりますので、得点をつけてこられる委員もいらっしゃれば、そうではない委員もいらっしゃる。あくまでもプレゼンテーションを聞いた後のものが審査としてとらえるべきでしょう。</p>
委員	<p>そうですね。私としてもあまり他の人の評価を見ないのが原則だと思います。</p>
事務局	<p>わかりました。</p> <p>また、偶数の評価の方がよいかというご意見についてはいかがでしょうか。</p>
委員	<p>あくまでもテクニックとして偶数評価もあるということであり、今回の評価についてはこの5段階でよろしいかと思いま</p>

事務局	す。
委員	<p>わかりました。ありがとうございます。</p>
委員長	<p>評価基準の目安は、なかなか数字で切り取れるようなものでもないので、今回提出のあった評価の目安の表現方法になると考えられるのでこのままでよいと思います。「大いとうわまわる」と「うわまわる」では一人一人の評価がかわるのであろうなと感じたところです。</p>
会長	<p>他にご意見等よろしいでしょうか。</p>
出席委員	<p>(意見なし)</p>
会長	<p>色々ご審議いただきました。ありがとうございました。 調整等が必要なものに関しましては、事務局の方で修正等していただき、その内容については、次回第3回審議会にて報告させていただく形でよろしいでしょうか。</p>
出席委員	<p>(委員同意)</p>
会長	<p>それでは案件5について事務局からお願いします。</p>
事務局	<p>案件5「今後のスケジュールについて」ご説明させていただきます。</p> <p>お手元の資料6をご覧ください。事前にご確認させていただきました結果、第2回審査会は5月25日(木)15時30分からと確定とさせていただきます。</p> <p>内容は、募集要項(案)について、インセンティブの詳細(案)について、アンケートの項目(案)について審議いただき、募集要項(案)及び成果水準書(案)の修正の報告をさせていただきます。また、第3回審査会ではプレゼンテーション及び審査としまして、9月上旬を予定としております。先の日付となりますので、第3回、及び第4回の日程につきましては、後日皆様に日程確認の上、第2回目の審査会にて、確定とさせていただきたいと思います。</p> <p>なお、第4回審査会は、答申を9月下旬の予定としています</p>

	<p>が、申し込み参加状況に応じて、3回目に答申となる場合もある事を申し添えておきます。開催のご案内や資料につきましては、改めて送付させていただきますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>以上でスケジュールについての説明を終わります。</p>
<p>会長</p>	<p>最後にスケジュール等もふまえて、ご質問・ご確認等ありますでしょうか。</p>
<p>出席委員</p>	<p>(特になし)</p>
<p>会長</p>	<p>よろしいでしょうか。それでは本日の案件はすべて終了となりました。これをもちまして、第1回枚方市生活保護受給者等就労支援事業者選定審査会を閉会いたします。</p> <p>それでは、事務局の方にお返し致します。</p>
<p>事務局</p>	<p>色々ご審議いただきありがとうございました。</p> <p>長時間、熱心なご審議いただきましてありがとうございました。たくさんいただきましたご意見につきましては、こちらで検討させていただき、会長および副会長、に承認いただき、次回の審議会で報告させていただきます。</p> <p>本日はどうもありがとうございました。</p>